

指名業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年3月31日規則第7号）第147条第1項の規定により、指名競争入札の参加者（以下「指名業者」という。）を選定するため、選定基準その他必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(選定の原則)

第2条 指名業者の選定は、等級区分の設けてある業種（別表）にあつては、当該契約の1件の金額に対応する等級（以下「対応等級」という。）に格付けされた者のうちから、等級区分の設けていない業種にあつては、業種ごとに順位を付された者のうちから、それぞれ、次に掲げる事項を勘案して、行うものとする。

- (1) 工事（業務）施行能力
- (2) 経営規模
- (3) 契約の履行実績（工事成績及び技術力）
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 倒産等の関係する情報
- (6) 当該契約についての地理的条件

2 前項の規定による指名業者の選定に当たっては、地元中小企業者の受注の機会の増大に配慮するとともに、当該会計年度における指名及び受注を考慮して、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

(直近上位者選定の特例)

第3条 等級区分の設けてある業種に係る指名業者の選定を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、選定しようとする者の総数の2分の1をこえない範囲内において、対応等級の直近上位の等級に格付けされた者のうちから、第2条第1項各号に掲げる事項を勘案して選定することができる。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 高度な技術又は経験を要するとき。
- (3) 対応等級の金額の上限に近いとき。

(直近下位者選定の特例)

第4条 等級区分の設けてある業種に係る指名業者の選定を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、選定しようとする者の総数の2分の1をこえない範囲内において、対応等級の直近下位の等級に格付けされた者のうちから、第2条第1項に掲げる事項を勘案して選定することができる。

- (1) 履行成績が特に優秀な者
- (2) 対応等級の金額の下限に近いとき。

(緊急施行等の選定の特例)

第5条 等級区分の設けてある業種に係る指名業者の選定を行う場合で、次の各号のいずれ

れかに該当するときは、第2条第1項、第3条及び第4条の規定にかかわらず、対応等級の直近上位以上の等級に格付けされた者及び履行成績が特に優秀な2等級下位までの等級に格付けされた者を、第2条第1項各号に掲げる事項を勘案して選定することができる。

- (1) 災害その他の理由により特に緊急を要するとき。
- (2) 特別な技術又は経験を要するとき。

(指名停止)

第6条 有資格業者で、不誠実な行為をなした者は、指名を一定期間停止するものとし、その期間は、指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）で決定するものとする。

(選定する業者の数)

第7条 選定する業者の数は、次の基準による。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

1件の金額	選定業者数
6,000万円以上	10名以上
3,000万円以上	8名以上
1,000万円以上	6名以上
1,000万円未満	5名以上

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、指名業者選定に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和51年7月27日から実施する。

附 則

この要領は、昭和52年7月18日から実施する。

附 則

この要領は、昭和53年7月18日から実施する。

附 則

この要領は、昭和54年7月17日から実施する。

附 則

この要領は、昭和55年7月16日から実施する。

附 則

この要領は、昭和56年3月20日から実施する。

附 則

この要領は、昭和57年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成3年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

別 表

工事の種類ごとの1件の金額に対応する。

等級区分

(1) 土木一式工事

等級	1 件 の 金 額 の 範 囲
A	1億5,000万円以上
B	7,500万円以上 2億円未満
C	2,000万円以上 7,500万円未満
D	2,000万円未満

(2) 建築一式工事

等級	1 件 の 金 額 の 範 囲
A	1億円以上
B	3,000万円以上 1億円未満
C	3,000万円未満

(3) 電気工事

等級	1 件 の 金 額 の 範 囲
A	2,000万円以上
B	2,000万円未満

(4) ほ装工事

等級	1 件 の 金 額 の 範 囲
A	3,500万円以上
B	3,500万円未満

(5) 造園工事

等級	1 件 の 金 額 の 範 囲
A	2,000万円以上
B	2,000万円未満